

マルクス、エンゲルスにおけるユンカー論

原田, 溥

<https://doi.org/10.15017/4403391>

出版情報：経済學研究. 31 (3/4), pp.233-260, 1965-10-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



マルクス、エンゲルスにおけるユンカー論

原 田 溥

西エルベの工業・東エルベの農業というのが近代ドイツ社会の構図であるが、東エルベ農業の中軸であったユンカー経営の存在がドイツ資本主義の形成、発展にある特質をあたえたことは否めないであろう。もちろん、西エルベにおける工業の発展が東エルベ農業を規定し、変質させドイツ資本主義におけるその相対的地位の変動をもたらしわけだが、ドイツ資本主義発展史における重要な経済政策の争点に常にブルジョアジーにたいしてユンカーがたっていた。『ユンカー的・ブルジョア的』資本主義というのはこのようなドイツ資本主義の特質の表現と考えられるが、そのばあい土地所有者にして経営者であるこの特異な階層Ⅱ土地貴族^{ユンカー}をいかに理解するか、またドイツ資本主義におけるユンカーの位置をいかに評価するかによってドイツ資本主義の性格規定も異なっている。^(一)

本稿はユンカートゥムの実証分析の序論として、マルクスおよびエンゲルスがユンカーをいかにとらえたかを明らかにすることを課題とする。もちろん、マルクスやエンゲルスに形をなしたユンカー論が存在するわけではない。彼らの著作における東エルベ農業に関する分析を当面の課題に即して構成した一試論にすぎない。敘述の順序を示せば、一、農民解放とユンカー、二、一八四八年革命とユンカー、三、ボナパルティズムとユンカー、である。

(一) わが国における東エルベ農業研究史においてはユンカートゥムの半封建性を強調する見解が有力であるが、最近注目すべきことは、大野英二・住谷一彦両氏によるドイツ資本主義分析の方法に関わる新しい問題提起である。(『ドイツ資本主義分析と『資本類型』』(『思想』一九六四年第二号、一九六五年第二号)それはドイツブルジョアジーにたいするユンカーの関連的位置を重視することによってドイツ資本主義の後進的歪みを強調し、ドイツ資本主義の段階区分の変更にまでおよぼうという新提言であるが、その基礎にすえられているのは半封建的ユンカー論である。かかる問題提起については、ドイツ資本主義の展開過程に組みこまれた東エルベ農業ユンカートゥムの変質という分析視角の欠如が指摘されねばならないが、そのユンカー論批判は別稿に譲らねばならない。ただ本稿の問題意識はかかる見解にたいする批判をその射程のうちにもちつ。

—

ナポレオン戦争と一八〇六年一〇月のイエーナにおける敗北がドイツにおける近代社会成立の契機となった。エンゲルスは『ノーザン・スター』編集者あて第二信の中でプロシヤのブルジョアの改革について次の様に述べた。「王(フリードリッヒ・ウィルヘルム三世)が中途半端な改革者の一派に自分に代って政務をとることを許すようになったのは右の恐怖(ナポレオンにたいする)であった。この一派はハルデンベルヒ、シュタイン、シェーン、シャルンホルストなどで彼らは、より自由な自治都市機構、農奴制の廃止、封建的賦役の地代への転換、または一定額による二五ヶ年年賦買入への転換、とくに人民に巨大な力をあたえ、いつかは政府に対抗してつかわれるであろう軍事機構を採用した」(『ドイツの状態』大月書店版、マルクス・エンゲルス選集、第一巻、一五三―四頁、以下「選集」と略記)。かくて「中途半端な改革者」であるとは言え、シュタイン、ハルデンベルグによる農民解放はドイツにおける市民革命の重要な一環を形づくることになった。けだし土地問題の解決が市民革命の主要なメルクマールであるからである。ただその農民解放がきわ

めて不徹底であつたことはクナップを始めとする今日までのドイツ農業史研究が明かにしている所だが、一八〇七年一〇月九日の勅令に始まり一八二一年六月七日の償却令に帰結していくプロシヤ農民解放の曲折過程について、エンゲルスは『プロシヤ農民の歴史に寄せて』の中でかなり詳細な論述をなしている。「一八〇七年一〇月九日の名声さくさくたる勅令は農奴制とか世襲隸民制とかいう名称を紙の上で廃止はしたが實際にはしかしほとんどすべては、もとのままにされていた」(『プロシヤ農民の歴史によせて——ウオルフ『シレジアの十億』への緒言——』選集、第一六卷、二七四頁^(二))。一八一年九月一四日の勅令によつて「二ヶ年のあいだに賦役と諸負担ならびに地主の上級所有權の償却を示談によつて協定することが農民と庄園領主に勧告された。というのはそれ以後は王立委員会がこの協定を一定の規定にしたがつて強制的に執行することになったからである。根本原則は農民はその所有地(又はその貨幣価値)の三分の一を譲渡する代りに、そのあとになお彼の手^(三)にのこっている土地の自由な所有者にされるといふことであつた」(同上書、二七四頁)。一八一三—一四年の自由戰爭の勝利、ナポレオンの敗北が、農民解放の転換点となる。「一八一六年五月二十九日に一八一一年の勅令の布告書が發布されたが、それはすでにまったくべつなことをのべていた。封建的諸負担の償却可能性は、ここではもはや原則ではなく、例外であつた。すなわち、それは、すでにシレジアでは一七四九年、東プロシヤでは一七五二年、ブランデンブルグとポンメルンとは一七六三年、そして西プロシヤでは一七七四年に、農民戸主がはいつていた地租台帳に評価してある(したがつて比較的大きな)農地に適用されたにすぎない」(同上書、二七五頁)。そしてこの農民解放の制限性は一八二一年六月七日の新しい償却令によつて決定的となつた。この償却令によつて「償却能力は比較的大きな農家、いわゆる專業農家にかぎられるということがふたたび嚴達された。そして比較的小さな農場の所有者——水呑百姓、小屋ずみ百姓、すりはぎ百姓——にたいする賦役その他の封建的諸負担の永久化がはっきり確定さ

れた」(同上書、二七五頁)。

(一) いわゆる「十月勅令」は十二ヶ条よりなり土地売買の自由、職業選択の自由等の条項をふくむが、その根幹は最後の三ヶ条にある。その要約は次のごとし。第十条「この法律の発布期日以後には全く隷属関係は成立せぬ、出生によっても、婚姻によっても、隷属的地位の相続によっても、契約によっても」。第十一条「法律の公布と同時に、農場を世襲的に或は自己の所有物として、永借料により或は永代借地として、所有している臣下ならびにそれらの妻や子供達の今までの隷属関係は相互的に全く消滅した」。第十二条「一八一〇年の聖マルチン祭(十一月十一日)に我国全体を通じてすべての隷属制は停止せられる。一八一〇年の聖マルチン祭以後には、ただ自由なる人々が存するのみ、それは我国諸地方の御料地において既にあったと同様である」。(ゴルツ・山岡亮一訳『ドイツ農業史』有斐閣、一五三―四頁。林健太郎『近代ドイツの政治と社会』三九―四〇頁参照)したがって世襲隷民制 *Erbuntertänigkeit* は、これによって法的には廃止されたとみてよい。農奴制の廃止である。グーツヘル層の抵抗によって自営農民創設の適用範囲がせめられていき、シュタインの自営農民創設の理念が大いなる修正をうけたとしても、農奴制が法的に廃絶されたという事実が否定されるわけではない。したがってエンゲルスの「ほとんど全てはもとのままにされていた」という表現は農民解放の不徹底性をのべているのであって農奴制の廃止そのものを否定しているとして理解することは妥当でないであらう。

(二) 正確には二ヶ年の間に協定 *Auseinandersetzung* が成立しないはいには、世襲農民にたいして従前の保有地の二分の一、非世襲農民にたいしては三分の一の割譲が定められた。(林健太郎『前掲書』五六頁。)

エンゲルスはプロシヤ農業改革立法史の分析によって、世襲隷民制が「紙の上で廃止」されたとは言え、解放が有償で行なわれたこと、解放された農民が上層農民に限定されたことを明かにし、「要するに『叡智の国家』のひじょうに有名な農業立法は、封建制度のなかで救うことのできるものは救いだそうとする努力をもつものにすぎなかった」(同上

書、二七六頁）という評価をあたえている。かくて改革の「実際の結果はこのあわれむべき方策にふさわしいものであった」^(二)（同上書、二七六頁）。たしかに自由な自営農民の創設は、一年の「調整令」、一六年の「布告」における調整適用資格条項によって極端に制限されたが、他面それは調整から排除された農民保有地をグーツヘルバウエルン、レーゲンの農民追放にゆだねることになった。つまり調整からしめだされた農民は農民としてとどまったのではなく、農業プロレタリアートへの転化の可能性の中におかれた。「布告」によって農民保護が正式に消滅したからである。したがってプロシヤ農業改革の不徹底性をもっと封建制の維持とみるのではなく、資本の本源的蓄積過程の中にそれを位置づけねばならない。ブルジョアの改革の一応、終結は一八四八年をまたねばならなかったとしても、その開始はシュタイン、ハルデンベルグ改革に求めねばならない。そこにおける土地問題解決のしかたは、正にマルクスが言うごとくであったが。すなわち「プロシヤ政府は、ナポレオンの鉄のくびきを経験したときにやっと、農奴の解放ということを考えてみる決心がついた。しかもこのときでさえ、プロシヤ政府は、一八四八年になってふたたびそれを解決しなおさなければならなかったようなふうに、この問題を解決したのである。」（『ロシアにおける農民改革の準備』選集、第一〇巻、四二五頁）

(一) エンゲルスは、マイツェン『プロシヤ国家の土地』に拠りつつ改革の総括をなしている。「一八二六年から一八四八年までに総面積二五、一五八、八二七モルゲンの土地をもつ七〇、五八二の農民の土地所有者が解放された。……これに反して比較的小さな土地所有者のなかからはわずかに二八〇、六五一人が解放されたにすぎなかった」（同上書、二七六頁）。これに対し上級貴族がうけとった補償は貨幣地代、現物地代以外に「譲渡された農民保有地については一、五三三、〇五〇モルゲンである。したがって以前の庄園領主はその他の賠償以外に、従来の農民保有地のまる三分の一をうけとったわけである」（同上書、二七六―七頁）。

マルクス、エンゲルスはプロシヤ農業改革にたいする以上のような評価の上にたつて、一八四八年までの東エルベ農業を半封建的と規定している。たとえばエンゲルスは、マルクスと彼との「もつとも忠実な友人」であるウィルヘルム・ウオルフの伝記(註)の中で、ウオルフが『新ライン新聞』に連載した一連の、ユンカー批判論文『シレジアの十億』を用しつつ次のようにのべている。「吾々が『シレジアの十億』からの長い抜萃をわざわざ引用したのは、この中にはウオルフの性格がもつともはっきりと反映しているからというばかりでなく、それがライン地方をのぞく全プロシヤの農業、メクレンブルグ、ハノーヴァーその他若干の小邦の農業ならびに全オーストリアにおいて、一八四八年まで支配していた情勢の忠実な敘述だからでもある。買戻しのおこなわれた所では、農民はいっぱいくわされたことがわかった。だがところによつては農村住民のなかば、いな三分の二にとつてすら、領主のための封建的諸負担と貢租とはなお存続し、一八四八年にとどろいた雷とそれにつづく産業発展期とが中世期の残滓を多かれすくなかれ一掃するまでは、買戻しのテンポをはやめる望みはあまりなかった。」(『ウィルヘルム・ウオルフ』、選集、第一〇巻、四九八頁)そして、このような見解は『革命と反革命』における「三月前期」Vormärzの次のようなユンカーの位置づけの中にも明かにされている。すなわち「ドイツの封建貴族はこれに反してその古来の特権の大部分をそのままに保持していた。封建的な領地制度がほとんどいたるところにおこなわれていた。領主は彼らの小作人にたいする裁判権さえも保持していた。彼らは政治上の特権と王侯を支配する権利とはうばわれていたけれども、自分の領地内の農民にたいしてはその中世的な支配権をほとんど完全に保っており、また免税の特権さえもっていた。各地方によつて封建制度のさかえている度合はまちまちであつたがそれがまったく破壊されたところはライン河の左岸をのぞいてどこにもなかった。」(『革命と反革命』、選集、第四卷、五頁)。

(一) エンゲルスは、一八四九年三月二十二日から四月二十五日まで『新ライン新聞』に發表された『シレジアの十億』と題するウオルフの一連の論文をかなり詳細に引用している。ウオルフは八つの論文の中で「シレジアの貴族だけでも、どれだけの額の貨幣、有価証券、土地財産を、賦役の買戻しがはじまって以来、農民からとりあげたかを計算」(同上書、四七四頁)して、貴族による農民の直接、間接の「粗野な封建的搾取」形態を明らかにしたのである。

東エルベ農業におけるユンカーが、いま、そのような状態であつたとしても、「三月前期」^{フオル・メルツ}のドイツの全体的階級構成とそこにおけるユンカーの位置が考察されねばならない。エンゲルスによれば(一)、封建貴族^{ユンカー}。(二)、「富力の点でも集中度の点でも、フランスやイギリスのブルジョアジーに遠く及ばない」ブルジョアジー(前掲『革命と反革命』、五頁)。(三)、大都市において「住民のほとんど過半数をしめており、小都市では、これと勢力を争うもつと富裕な競争相手がないために」圧倒的多数をしめる小ブルジョアジー(同上書、八頁)。(四)、その「社会的、政治的發達がイギリスやフランスの労働者階級におくれている」プロレタリアート(同上書、九頁)。(五)、農民の広大な階級。それは次の階層に分れる。(イ)やや富裕な農業経営者(大農、中農)(ロ)小自由農、(ハ)封建的小作人、(ニ)農業労働者(同上書、一〇～一二頁)。

ドイツにおける階級構成は「外のどこの国よりも複雑」であり、その中で「封建貴族^{ユンカー}は当時はなほ大多数にのぼっており、その一部は非常に富裕であつて、公式に国内第一の『身分』とみなされていた」(同書、五頁)が、プロシヤ絶対王制下におけるブルジョアジーの成長も徐々に行なわれていた。エンゲルスは一八四七年三月の手稿の中で四八年革命に至るドイツ・ブルジョアジーの展開を次のように述べている。「イギリスでは一七世紀以来、フランスでは一八世紀以来、富んだ強力なブルジョアジーが形成されたのにドイツではブルジョアジーが問題にされるようになったのは、やうと一九世紀のはじめ以来のことである。……ドイツ・ブルジョアジーを作りだしたのはナポレオンであつた。彼の

大陸封鎖と彼の圧力のためにプロシヤで余儀なくされた営業の自由(C)とは、ドイツ人に工業を与え彼らの鋳山業を拡大させた。……一八一八年のプロシヤ関税法は政府によるブルジョアジーの最初の公的な承認であった。……ブルジョアジーに与えられた次の譲歩は関税同盟であった。……それ以来ブルジョアジーはとくにプロシヤにおいて、かなり急速に発展した。彼らがここ三〇年間になした飛躍はイギリスやフランスのブルジョアジーのそれよりもずっと劣っていたにしても、彼らは、現代工業の諸部門はたいいとり入れたし、若干の地方では農民のもしくは小市民的家父長制をおしのけ、資本をある程度まで集中し、かなり長い路線の鉄道を敷設したのである」(『ドイツのスタトゥス・クオ』、選集、第一卷、二二六〜二七頁)。一方ユンカーはブルジョアジーとの関係でいえば相対的にその比重を低めつつあった。「貴族はナポレオン時代以来、ますますおちぶれ、借金にはまりこんだ。賦役制の解体は、彼らの穀類の生産費を増加させ、彼らに新しい独立小農民階級との競争にさらした……彼らの穀類の売れ行きはロシアやアメリカとの競争により、羊毛のそれはオーストリアや、年によつては南ロシアとの競争によつてせめられている」(同上書、二二七頁)(C)。

かくて、ドイツのスタトゥス・クオ「これまでの状態」は次のごとくである。「貴族はあまりに落ちぶれてしまった。小市民と農民とは、その生活地位の全体からいってあまりにも弱い。労働者はドイツでは支配階級として行動しうるまでには、まだまだ成熟していない。そこで残るのはブルジョアジーだけである」(同上書、二四二頁)。フォル・メルツ「三月前期」において、ブルジョアジーは、「目下のところ、ドイツで前進をおこないうる、ドイツを支配しうる唯一の階級である」という所までこぎつけた。彼らはすでに事実上ドイツの指導階級である。そして彼らの存在はあげて、彼らが法律的にもそうなるかどうかにかかつて」いた(同上書、二二七頁)。

マルクスおよびエンゲルスの認識は「ドイツはブルジョア革命の前夜にある」(『共産党宣言』、選集、第二卷、五三一頁)

のであり、しかもその「ドイツのブルジョア革命は、まさにプロレタリア革命の直接の序幕となりうる」(同書、五三二頁)ものとして扱えられていた。^(三) シュタイン、ハルデンベルグの改革に端を発しつつユンカーの反撃によって、『プロシャ型』として典型化される様な「上からの農民解放」に帰結し、真の解決を先にのぼした土地制度のブルジョア的変革が再び提起されるに至った。「これまで農村住民の負担であったあらゆる封建的重荷、あらゆる公課、賦役、十分の一税等を、何等の賠償なしに廢止すること。」「諸侯領および他の封建的領地、あらゆる鉦山、鉦坑等を国有財産に編入すること」(『ドイツにおける共產党の諸要求』、選集、第二卷、四四三頁および四五八頁)が期待された。

(一) 農民解放と共に市民革命の一環をなす營業の自由については、松田智雄『「營業の自由」Gewerbefreiheit』(「資本主義の成立と發展・土屋喬雄教授選層記念論文集」所収)参照。『農民解放』と『營業の自由』とは、共にシュタイン＝ハルデンベルグの改革の中に相互に結合して現われてきた施策である。……土地問題における解放の歪曲は、産業の自由化の施策によってある程度補充されており、プロイセン改革を窮極的にはブルジョア的改革の方向に推し進める役割を果たしたのである。」(同上書、二七一頁)。

(二) この叙述のあと、エンゲルスはブルジョアジーに対するユンカーの経済的敗退についてふれ次のように述べている。「貴族の三パーセントの収入はブルジョアジーの一五パーセントの利潤のまゝにやぶれた。三パーセント「の収入の貴族」は身分相応のぜいたくをなすために、抵当債務や騎士金融金庫等にたすけをもとめたが、それは彼らの破滅をはやめただけであった。破滅しないだけの賢明さをもった少数の在村貴族が、あたらしく擡頭したブルジョア的地主とともに、あたらしい産業的土地所有者の階級を形成した」(前掲『ドイツのスタトゥス・クオ』、二三八頁)。

ここでみるかぎり、エンゲルスはユンカー経営の一部のブルジョア的变化について論じている。農業改革は封建的要素を一掃しなかったとは言え、すでに一八世紀後半から進行していたグーツヴィルトシャフトの構造的変化に法制的一衝きを与えたのであって、これが一九世紀の半ばに至って顕在化してくるヨーロッパ穀物市場構造の変化とあいまってユンカーのブルジョ

ア化を必然化したのである。エンゲルスは「ブルジョア的な補助手段たる資本、専門知識、労働をもって、一つのビジネス、一つの産業として農業をいとなむ」(同書、二三八頁) ユンカー経営の形成を認めており、日本の一部の論者のようにユンカートウムを「半封建性」一色でめりつぶすような固定的理解をしていない。

(三) マルクス・エンゲルスのブルジョア革命論についてここで全面的にとりあつかう余裕はない。ただ彼等が四八年革命をプロレタリア革命への展望をもったブルジョア革命として扱っていたことは明かである。たとえば一八四七年十一月十八日の「在ブリュッセル・ドイツ人新聞」でマルクスは次のように述べている。「労働者は封建的諸身分と絶対王制とに対するブルジョアジーの革命運動によって彼ら自身の革命運動は促進されるばかりだということを知っている。彼らは彼ら自身のブルジョアジーとの闘争はブルジョアジーが勝利したその日にはじめてあらわれはじめるということを知っている。それにもかかわらず、彼らはハイツェン氏のブルジョアの諸幻想をともしにするのではない。彼らは、ブルジョア革命を労働者革命の一条件として利用しうるし、またしなければならぬ。しかしながら、彼らは瞬時もそれらを彼らの究極目的とみなすことはできないのである」(『道徳的批判と批判的道徳』、選集、第二巻、八〇頁)

ブルジョア革命を遂行し直ちにそれをプロレタリア革命に転化する可能性があるというこの考え方はマルクス・エンゲルスによって後に改められたが、彼等とはともかく四八年革命をブルジョア革命として認識しその闘いに参加した。(尚、マルクス、エンゲルスの『新ライン新聞』を中心とする活動を通じての三月革命への参加、および、三月革命に対する考え方については、向坂逸郎氏の労作『マルクス伝』、新潮社版、マルクス・エンゲルス選集、第一三巻参照)

二

周知のように「二月革命」は全ヨーロッパに衝撃をあたえ、それはドイツにおいては「三月革命」として斗われ「ウイーン」の三月一三日とベルリンの三月一八日との人民の二大勝利」(前掲『革命と反革命』、六四頁)に結果した。したがって、エンゲルスは、一八四八年六月二五日の「新ライン新聞」で次のように述べるこゝができたのである。「レーン

ヘルリッヒカイト「領主権」、シュテルベファル「家督相続税」、ベストハウプト「農民が死んだときに相続人が領主に最良の家畜をおさめる義務」、クルルメーデ「封建的義務免除料」、ブルートツェント「家畜十分の一税」、シュッツゲルト「保護税」、ワルプルギス・ツィンス「ワルプルギス祭献納金」、ビーネンツィンス「養蜂税」、ワックスパハト「蠟税」、アウレンレヒト「未耕地をわがものとする領主の権利」、ツェーンテン「十分の一税」、ラウデミエン「農地相続税」、ナッハシュース・レーンテン「追払小作料」——こうしたものがすべて『世界で一番うまく管理されている国』にいまごろまで残っていたのである。そしてもしフランス人が二月革命をやらなかったら永遠にそのまま残ったことであろう。……ベルリンの革命はこうした一切の封建的関係を未来永遠に不可能にした。まったく当然のことながら農民はそれらを直ちに実践において廃止した。政府はいっさいの封建的貢租が人民の意志によって廃止されたというすでに現実になっていることがらに法律的形式を与える外にはなに一つすることがなかった」(『買い戻しについてのパトフの覚書』、選集、第三卷、五二―五三頁)。

このエンゲルスの理解は、ドイツの土地制度史の概観の上になつて四八年革命後の農民の位置を論じた次のような評価と対応している。「こうしてついに吾々は、三つのフランス革命(一七八九年、一八三〇年、一八四八年——引用者)と一つのドイツ革命のおかげで、自由な農民をふたたびもつことになつた。」(『マルク』、選集、第一六卷、二六四頁)。

エンゲルスはこの論文でライン左岸の農民に比較して、「解放」のおくれたライン右岸においても自由な分割地農民の形成がようやくして行なわれたことを論じているが、そのことは反面からいえば賦役労働を根幹としていた農業大経営への賃労働の導入ということである。もちろん農業賃労働はすでに一八世紀の後半、農業革命の進行と共にグーツヴィルトシャフトの内部において徐々に導入されつつあったが、一八〇七年から四八年に至る改革の過程が農業大経営

内部の編成替えを不可避なものにしたのである。したがって「三月前期」のユンカートゥムをマルクス、エンゲルスは半封建的と規定し、東エルベ農業の半封建制が全体的に止揚されるのは四八年革命としたのだが、ユンカー経営内の賃労働の析出にみられるとおり、すでにその封建的生産関係は崩壊しつつあった。この時期のユンカー経営労働力の中心であるインストロイテ *Insultete* なる農業労働者範疇は、前近代性を帯びているいは言え、すでに封建的賦役農民とは区別せられる農業労働者であった。^(三)「三月事件」は、半世紀にわたるブルジョア的変革運動の画期であり、問題を農業問題に限定するならば、経済構造のブルジョアの進化にたいする法的追認であった。

(一) 『唯物史観』(河出書房、昭二三年)第四号は「一八四八年・共産党宣言研究」を特集しているが、この中で武田隆夫氏は『一八四八～四九年のドイツ——エンゲルスの「革命と反革命」を読む——』なる論文で『革命と反革命』についての詳細な解題をされている。

(二) 北条功『十八世紀後半の東ドイツにおける「農業革命」の特質』(『経済学論集』二三の二、三、一九五四年、後に大塚久雄、入交好脩編「経済史学論集」、河出書房新社に収録)。

(三) 拙稿「一九世紀末東ドイツにおける農業労働者問題」経済学研究、第二七卷一号。

しかしドイツ革命は四八年の「三月革命」一〇、十一月の「反革命」、四九年五月の「憲法戦役」という推移をへつつ「西南ドイツの反乱の敗北とドイツ議会の解散とをもって」その歴史の幕を閉じる。三月革命の成果は当然修正されねばならぬ。『革命と反革命』はこのドイツ革命の全過程にたいする反省と分析の成果であるが、そのような革命の全過程の分析をふまえたマルクス、エンゲルスのドイツ革命についての評価について次に考察しよう。

エンゲルスの次の一文にはドイツ革命の挫折についての彼らの見解が簡潔に表明されている。すなわち「バリの二月事変は切迫せるドイツ革命を促進し、そのさい革命の性格を変化させた。ドイツのブルジョアジーは自力で勝つかわりに、フランス労働者の革命にひかれて勝利した。ブルジョアジーがそのむかしの敵対者たる絶対王制、封建的土地所有、官僚および臆病な小ブルジョアをまだ決定的に打倒しないうちに、それはあたらしい敵プロレタリアートに對抗しなければならなかった。……ドイツのプロレタリアートがあるものではなく、それがなる、おそれがあるもの、およびフランスのプロレタリアがすでになつたものにおびえて、ブルジョアジーは、そのすくいをただ君主制と貴族制とのある種の妥協、もっとも卑劣でさえある妥協にのみ見出した」(『マルクスと「新ライン新聞」』、選集第三卷、三〇四頁)。マルクスもまた、「封建制度と絶対主義にたいする脅威となつてこれにむかいあつたその瞬間に……彼ら自身にたいする脅威となつて自分にむかいあつてたつていているプロレタリアート」を認めたドイツブルジョアジーの「優柔不断」さについて論じつつ「三月革命は、けつして神寵による主権者を人民主権のもとに屈服させたものではなかつた。それはただ王権に、絶対主義国家に、ブルジョアジーと諒解をとげるように、その古くからの敵と協定するようになつただけであつた」と述べている(『ブルジョアジーと反革命——プロシヤ革命の決算——』、選集、第三卷、三五六頁、三五八頁)。

マルクスおよびエンゲルスは多くの論文でドイツ革命について論じているが、そしてそこには若干のニュアンスのちがひがあるが、ドイツ革命評価の基調は以上の引用文でつきていよう。つまり、きわめて「妥協的に」行なわれたブルジョアの變革論である。^(二)したがつて四八年革命をめぐる「ユンカー」論もこの基調の上に展開されている。

農民解放について、「(幻想上の)買戻しの形式によつて封建的諸權利を存続させ、それを認可すること、これが即ち一八四八年のドイツ革命の成果である」(『封建的貢租の廢止についての法案』、選集、第三卷、九七〇八頁)とエンゲルスは一

般的に規定しているが、その詳細については、われわれは再び『ウィルヘルム・ウオルフ』にもどらねばならない。三月革命のち、東部諸州の農民は賦役の廃止を事実においてかちとり後はそれを法的に認める問題だけが残ったのだが、ベルリン議会は「封建的負担の無償廃棄をまず宣言するかわりに……この議會を完全においちらすほど反動が強化するまで、すてきな賦役や貢租の性質や起源等の研究に時を費した。」（前掲『ウィルヘルム・ウオルフ』、四七六頁）

一二月のはじめマントイフェルの反動期の開始と共に、封建的諸負担の調整、すなわち買戻しにかんする提案が提出されてくる。一八五〇年三月二日には最終的償却令ができ上がり、封建的負担の償却のための地代銀行が設立された。

エンゲルスは封建的負担の無償廃棄でなく有償による廃止すなわち買戻しが、いかにユンカーを利したかを、ウオルフの『シレジアの十億』に拠りつつ述べている。^(二)しかし解放が有償で行なわれたからと言って、それはブルジョア的変革という一般的性質までを否定する根拠にはならない。それは「特権階級の利益になるように決定遂行され」た、いわば上からの解放である。ともかくも、領主裁判権、賦役、現物貢納はこれによって廃止された。したがって、エンゲルスも、次のように述べているのである。「一八四九年にプロシヤでは保護税とその他のあまり重要でない封建的租税は無償で撤廃された。その他の諸負担は、以前より急速に撤廃されつつあった。なぜなら貴族身分は、一八四八年の経験もあったし、強情な農民から利潤をうむ労働をうることはますます困難にもなったので、いまや自分でも買戻しをえようとしていたからである。最後に、地方条令の採用とともに領主裁判もなくなり、それによって、プロシヤではすくなくとも形式的には、封建制度は一掃された」（同上書、四九八頁）^(三)

(一) 四八年革命の前と後とは、いうまでもなく、マルクス、エンゲルスのブルジョア革命論には変化がある。ややはんにわ

たるが、若干の引用をしておこう。

四七年にエンゲルスが草した『共産主義の原理』では次のように述べられている。「ドイツでは、ブルジョアジーと絶対王制との決戦がようやくせまっている。しかしながらブルジョアジーが支配権をにぎるまでは、共産主義者とブルジョアジーとのあいだの決戦はあらかじめ計算にいれることはできないから、共産主義者の関心は、ついでブルジョアを倒すために、ブルジョアができるだけはやく政権をにぎるように援助することである」(『共産主義の原理』、選集、第二巻、四八五頁)。ここでは、まだドイツ・ブルジョアジーの革命性が評価されており、そのような評価の上に共産主義者のブルジョアジーに対する態度が論じられている。同様に四七年三月六日の「ノーザン・スター」ではプロシヤ憲法を論じて次のように言われている。

「プロシヤ憲法はそれ自体としてはたいして意味もないにかかわらず、しかも同国さらに全ドイツにとって新時代のはじまりである。それは絶対主義と貴族の没落、中産階級の制覇のしるしである。中産階級に有利な代議制憲法、報道の自由、裁判の独立および陪審裁判へと急速にすすむべき運動のはじまりである。……それはプロシヤにおける一七八九年の再現のしるしである」(『プロシヤ憲法』、選集、第一巻、二六〇―二六二頁)。ここにおいても、「富と生産力と勢力とを物すごく増大させた」プロシヤの中産階級による「公けの権力の獲得」への展望が示されている。

しかし、すでに述べたように「革命によって生みだされた反革命が情勢の一般的姿を根本から変えてしまった」後では、それは妥協的ブルジョア革命論に修正されている。それをマルクスは「革命によって獲得されたあらゆる自由——出版、集会、言論の自由と立憲代議制——は廃止はされなかったが、貴族階級の特権として保存された」(『プロシヤの状況・2』、選集、第一〇巻、一一〇頁)と表現し、又「保守派にたいしては革命的で、革命派にたいしては保守的であり……世界的使命をもたず——きわめて強壮な人民のういういしい、わかかわかしいなをれを自分自身の老いさらばえた利害にしたがってみちびきかつそらせることを自分の宿業としている」という「三月革命ののちにプロシヤ国家の舵をにぎったプロシヤ・ブルジョアジー」にたいする痛烈な批判の中に展開したのである(前掲『ブルジョアジーと反革命——プロシヤ革命の決算——』、三五七―三八頁)。けれども『新ライン新聞』その他におけるマルクス・エンゲルスのドイツ革命批判の諸論文から「四八年革命」ブルジョア革命」否定論を導きだすことは正しくないとと思われる。エンゲルスが「プロシヤの『危機』」(選集、第一二巻、二九二―三頁)で述べているごとき、ドイツ・ブルジョアジーの封建勢力への妥協が行われたとしても、事態は正に不徹底であれマルクス、エンゲルスにおけるエンカー論

ブルジョア革命以外のなものでもなかった。それは特に一八四〇年以來、ライン、ザクセン、シレジア、ベルリンおよび南部の小数の諸都市に発生した大工業の展開、ブルジョアジーの急速なる成長という経済構造の発展を基底としているのであり、ドイツ資本主義のもつ後進性が変革を妥協的たらしめたと考える以外にはない。そのことをもう少しふえんと言うならば、「絶対王制という政治的不幸が衰退した半封建的諸身分と諸関係との全随伴物と共に、今なお存続しているが、他方では部分的にはすでに産業的發展とドイツの世界市場への依存の結果としてブルジョアジーと労働者階級とのあいだの近代的対立および、それから発生しつつある闘争も存在している」(前掲『道德的批判と批判的道德』、一七九頁)というドイツの諸条件がドイツ革命を徹底的ブルジョア革命たらしめなかったという事になる。次のエンゲルスの叙述は封建勢力とブルジョアジーの「暗黙の協定」による、なしくずしのブルジョア的変革というドイツ革命の一般的性格を規定したものとみてよいであろう。「封建制の廃止は、積極的に表現すればブルジョアの狀態の樹立ということである。貴族の諸特権がこわれてゆくにつれて、立法はブルジョア化される。ここで吾々は、ドイツのブルジョアジーの政府にたいする関係の核心につきあたるのである。……政府の方は、かたつむりのかけ足でブルジョアの利益のために法律を改革し、工業にたいする小国分立から生じた封建的な障害をとりのぞき、貨幣や度量衡の統一、營業の自由などを創設し、任意移住権によってドイツの労働力を資本の無制限の使用にゆだね、商業と投機を保護してやる、他方ブルジョアジーは、實際の政治權力をすべて政府にゆだね、租税、公債および軍備に投票し、そしてあらゆる改革立法を、ふるい警察權力がこのましからぬ個人にたいしてそっくりそのままの力でのこるといふぐあいに作成するのに協力する。ブルジョアジーは、自己の政治權力を即座に断念することによって、自分のなしくずしの社会的解放をあがなう。もちろん、ブルジョアジーにこういう協定をうけ入れさせた根本の動機は、政府にたいする恐怖ではなくプロレタリアートにたいする恐怖なのである」(『ドイツ農民戦争』一八七五年第三版によせて、選集、第一六卷、一五六―七頁)。

(二) たとばエンゲルスは、『封建的諸負担の買戻し』という論文をひいて買戻しの仕事を担当した総務委員会、王国領地委員とその助手、王国測量技師、書記たちが領主に買収され、説得されたこと、土地の測量、土地の引渡しにおいて領主に都合のよい結論がくだされたことを述べている(同上書、四八二―五頁)。

(三) エンゲルスは「いまやついに封建的な労働形態と搾取形態との除去が真剣な問題になってきた」として償却の進展状況につ

いて次の様に要約している。「一八五〇年から一八六五年末までに償却されたものは、(一)のこっていた比較的大きな農民的土地所有者。彼らは三五・三〇五モルゲンの土地をもつ二・七〇六人がいたにすぎない。(二)水吞百姓をふくむ比較的小さな土地所有者。一八四八年までには彼らのうち二九万人未満が解放されたにすぎなかったが、最近の一五年間には全部の一・〇一四、三四一人が自由になった」(前掲『プロシヤ農民の歴史によせて』、二七九頁)。かくてマルクス、エンゲルスは一八〇七年に提起された土地問題のブルジョアの解決がようやくこになしとげられたとみているのである。

たしかに封建制度は廃止されたとは言え、妥協的ブルジョアの変革のためにユンカーの特権(奴婢条令、領主警察権、貴族世襲財産制等々)は残存した。当然に大土地所有の支配的地位は、かゝる特権によって依然として支えられていた。しかし、かかるユンカートウムにも変化が生じつつあった。それをエンゲルスは次のごとく定式化したのである。

「だが〔封建制の廃止は―引用者そう入―〕形式的にすぎない。大土地所有が優勢なところではどこでも、大土地所有者の半封建的な支配的地位が維持されている(もっとも、その他のすべての点では現代的・ブルジョア的な経済関係のもとにあるが)。この支配的地位はただ形態が変わっているにすぎない。この形態は零細小作人が土地を耕作するアイerlandとはちがうし、資本をもつ借地農業者が賃労働者をつかつて大小作地を耕地するイングランドやスコットランドとはちがっている。北ドイツおよびとくに東ドイツに優勢な貴族的地主経営もこの後者の形態にくみしつつある。大領地では経営は屋敷奉公人^{キフ、ゲジンデ}と日雇人^{ターゲレイト}のたすけで、大部分所有者によって(大借地農業者による場合は比較的小くない)おこなわれている。屋敷奉公人は奴婢条令の効力の下にある。この法律は一八一〇年にプロシヤで制定されたものであるが、封建的諸関係にきわめてよく順応していて、主人の奴婢にたいする『軽度の暴力行為』を公然と許可しているが主人の虐待にたいする奴婢の暴力的抵抗は、生命と健康に危険な場合をのぞくほか、すべて刑罰によって公然

と禁示しているほどである。^{ダーゲレーナー}日雇労働者は一部は契約により、一部はひろく行なわれている現物賃金制によって僕婢の隷属状態にすこしもおとらない、領主にたいする隷属状態におかれている」(前掲『ウィルヘルム・ウオルフ』、四九八〜九頁)。

エンゲルスはここできわめて端的に四八年後のユンカートゥムについて規定している。現物賃金制、家父長的支配関係を以てユンカー経営を特徴づけている。しかし、これらのメルクマールは、封建的生産關係を示すものではない。注目すべきことは北ドイツおよび東ドイツの貴族的地主経営が「後者の形態」すなわちイン格蘭ドにみられる資本主義的大経営に「くみしつがある」という指摘であろう。いかにユンカートゥムにおける労働が隷属的であろうと、それが賃労働であるかぎり、それは封建的賦役とは本質的に異なるのであって農業における生産關係はブルジョア的だと言わねばならないが、その意味で先のエンゲルスの指摘は封建遺制をまといながらブルジョアの進化をとげているユンカートゥムについて論じていると理解してよいだろう。かかるユンカートゥムの七〇年代以降、すなわち独占段階における変化についてマルクス、エンゲルスがいかに理解しているかは、次にやや詳しく考察せねばならない。

三

四八年革命後のドイツ資本主義の發展、展開をのべるにあたって、ボナパルティズムについて若干の考察をしておくことが必要である。なぜなら、マルクス、エンゲルスはボナパルティズムとの関連で一九世紀後半のドイツの社会構造について論じているからである。

ドイツにおけるボナパルティズムについてエンゲルスは次のように言う。「一八四〇年以來徐々に変質しつつある君

主制は、貴族とブルジョアジーとの斗争を基礎条件とし、そこに平衡をたもっていた。もはやブルジョアジーの進出にたいして貴族をまもることではなく、労働者階級の進出にたいしてすべての所有者階級をまもることが問題となった瞬間から、旧絶対君主制は、とくにこの目的のたふにくりだされた国家形態たるボナバルト君主制に完全に移行しなければならなかつた」(前掲『ドイツ農民戦争』一八七五年第三版によせて、一五五頁)。「このブルジョアジーの転換点は、ドイツではすでに一八四八年からはじまつた」(『ドイツ農民戦争』一八七〇年第二版への序文、選集、第一六卷、一四八頁)。

かくて四八年革命後のドイツの社会構造の段階区分について、マルクス、エンゲルスは先づ四八年から六六年までの絶対王制からボナバルト王制への移行期、次に六六年ないし、七〇年以降のボナバルト王制確立期とした。たとえば『住宅問題』の一節には次のようにある。「プロシヤでこの矛盾にみちた社会的状態から必然の結果として生まれた国家形態は、外見的立憲主義である。この形態は、ふるい絶対王制のこんにちの解消形態であると共にボナバルト的王制の存在形態でもある。プロシヤでは一八四八年から一八六六年までの外見的立憲主義は、絶対王制の徐々の死滅を隠蔽し媒介したにすぎなかつた。しかし、一八六六年からは、そしてことに一八七〇年からは、社会状態の变革が、そしてそれと共に旧国家の解体が、万人の眼前で急激におこつた」(『住宅問題』選集、第一二卷、一四八頁)。

この一文の解釈についてはかなりの議論のある所であらう。そこでわれわれの理解を示せばこうである。ここでのエンゲルスの把握は四八年く六六年を十分なるブルジョア社会確立までの過渡期、六六く七〇年以降をブルジョア社会の確立期とみていること、四八年革命が不徹底な、妥協的なブルジョア革命であつた以上、「絶対王制の徐々の死滅」の過渡期が存在することは当然である。つまり、四八年から六六年までの期間に絶対王制がブルジョア社会にいつのまにか転化するといふ風に理解するのではなくて、四八年革命で樹立はされたが未だ不十分なブルジョア的狀態を徐々に拡

大していく過程、逆に言えば封建遺制の排除過程として、この期間（一八四六—一八六六年）をエンゲルスが把握したというにある。この理解は「三月革命」＝不完全ブルジョア革命論」と照応している。

(一)　　いうまでもなく、一八六六年はプロシヤ・オーストリア戦争、一八七〇年はプロシヤ・フランス戦争の年であり、いずれもプロシヤの勝利によって北ドイツ、南西ドイツを併合し、統一ドイツの基礎が作られた。エンゲルスが、この時期を以て段階区分しているのは、これらの併合によって君主制の重心が西方に移動し、社会構造の変動がひきおこされたとみているからである。すなわち一八六六年および一八七〇年の北ドイツ、南西ドイツの併合によって「いまや『新帝国』において、一千四百五十万の旧プロシヤ（エルベ以东の六つの州の。なおこの中にさらに二百万のポーランド人がいる。）に、旧プロシヤ式のユンカー封建制をとくに卒業したおよそ二千五百万人が対立することになった。こうして外ならぬプロシヤ軍隊の勝利がプロシヤの国家構造の全基礎を移動させたのである」（前掲『ドイツ農民戦争』一八七五年第三版によせて、一五五頁）。

(二)　　たとえば服部之總氏の次のような見解。「マルクス、エンゲルスによりますと、プロイセンの絶対主義がその存在をボナパルティズムにすり変えていく、いつかというところ、それは実は一八四八年のヨーロッパの革命、なかんづくドイツの革命、この時から始まって一八六六年、この年は何であるかと言うと、普墺戦争が起ってドイツ連邦が成立した年です。この一八四八年から一八六六年の二十年間にプロシヤのアブソリュートイズムはアブソリュートイズムたることをやめて、近代資本主義国家のボナパルティズムに変質したということ、これがマルクス、エンゲルスの詳細な研究の結論であります」（『絶対主義と農民問題』、服部之總著作集、第四巻所収、七一頁）。「日本の絶対主義の解消形態はプロシヤ的な形であるということが出来る。ヨーロッパの絶対主義は多くブルジョア革命で明確にたおされているのに対して、ドイツのそれはいつの間、にやら暗転して、資本主義国家になる。日本もそれと似ている」（同上書、八六頁、傍点、引用者）。服部氏の困難はこの方法を日本に適用したときに明確にあらわれてくる。「いつの間、にやら暗転して資本主義国家になる」時点は旧著『明治維新史』では明治二三年の旧憲法の発布にみたが、氏によればそれは誤りであって「絶対主義の本質は旧憲法においては決して廃棄されて」いない。しかし「このたびの戦争をもって日本資本主義のそれ自体の内部的事情から要請された帝国主義的戦争であるという点において

は、これは何人も否定することができない」。そうすると絶対主義の解消はどの時点になるのか。服部氏の結論は「日本のア
ブソリューティズムは、それが日本資本主義の発展のある段階において、その段階は明治二十三年とすることは早すぎるかも
しれないが、ある段階において、近代資本主義国家へ暗転している」(同上書、八七頁、傍点、引用者)というわけのわからない
ことになるのである。これは、絶対王制からブルジョア社会へ「いつの間にやら」移行するという理解の帰結である。

いうまでもなく、ボナパルティズムへの移行ということは社会的基礎の変動、四八年以後のドイツ資本主義の発展と
その過程での階級構成の変動に基づいている。今ここのわれわれの問題は「非ブルジョア的な要素が日々にブルジョ
ア化していく」このプロシャ国家におけるユンカーについて、言いかえれば一九世紀後半のドイツ資本主義におけるユ
ンカーについて、マルクス、エンゲルスがいかに規定しているかということである。

次の一節はボナパルティズムにおけるユンカーの位置を規定したものとして注目すべきである。「ボナパルティズム
は、とにかく封建制の除去を前提とする近代的な国家形態である。それゆえプロシャは、その多数の封建的な残存物を
とりのぞき、ユンカー制そのものを犠牲に供することを決心しなければならない。もちろん、このことはもっともおだ
やかな形式で、『いつもゆっくりまいりましょう!』というお好みのメロディーにあわせておこなわれる。たとえは有
名な郡令の場合がそうである。それは、ひとりびとりのユンカーの所領における封建の特権を廃止するが、しかしそう
するのはただそれを大土地所有者全体の特権として全郡にわたって復活させるためにすぎない。事態は依然としておな
じであり、ただ封建的な方言からブルジョア的な方言に翻譯されただけのことである。旧プロシャのユンカーは、むり
や、イギリスの地主(squire)めいたものに転化される」(前掲『ドイツ農民戦争』第三版によせて、一五六頁、傍点、引用
者)。

ここには、マルクス、エンゲルスのユンカー論が集約されて、示されている。ブルジョア的諸関係にみずからを適応していかざるをえないユンカーの変質が語られている。

マルクス、エンゲルスの農業理論ないし農民層分解論は、いうまでもなく社会主義革命における工業プロレタリアートの同盟軍としての農民層を確定するという視角に貫かれている。四八年革命において彼らはユンカートゥムを半封建的と規定し先ずブルジョアジーによる農民解放を支持した。ボナパルティズムにおけるユンカートゥムについては、すでにここにブルジョアの生産関係をみ、「エルベ以东の農村労働者獲得こそ西ドイツの小農の獲得よりもいわんや南ドイツの中農の獲得にくらべて、はるかに大きな重要性をもつものである」(『フランスとドイツの農民問題』、選集、第一七巻、四五五頁)という観点が示されている。つまりユンカートゥムにおける生産関係を資本―賃労働関係として把握、おくれた諸関係の下にあるとは言え農業労働者は工業労働者と同質のものとして理解されている。

そこで、われわれは今、若干の引用によって、マルクス、エンゲルスの「資本主義的ユンカー」論をふえんし、補強しよう。既述の『フランスとドイツの農民問題』においては一九世紀後半におけるドイツ農民層の階層区分がなされ、小農、中農、大農の性格規定がなされているが、ユンカーについては次のごとく規定されている。「大地主の場合だけは、事態はまったく単純である。ここに存在しているものは、むぎだしの資本主義的経営である。そこではどのようなためらいもない。われわれの前には大量の農村プロレタリアがあり、われわれの任務は明瞭である。わが党が国家権力を握るやいなや、党は、大地主を工業資本家とおなじように単純に収奪しなければならない」(前掲書、四五三頁)。

また「資本主義的経営の社会主義的経営への転化は、ここではすでに完全に準備されており、一夜にして遂行しうることである。これはまったく、たとえばクルップ氏やシュトゥム氏らの工場の場合とおなじことである」(同上書、四五四

頁。

ユンカー経営における農業労働者について賃金形態、労働条件等々においてはドイツ社会政策学会の調査が明かにしているような前近代的形態が残存しており、それをエンゲルスは「法律と慣習によつて認証された事実上の半農奴制」(同上書、四五五頁)と呼んでいると考えられるが、先の引用で明かなとおり、それは本質的には社会主義的転化を準備し、成熟させている、資本主義的経営として把握されている。だからこそ、『ドイツ農民戦争』第二版への序文』において次のように言われうるのである。すなわち「中もしくは大土地所有が支配しているところではどこでも、農業日傭労働者が農村におけるもっとも多数の階級をなしている。これは北および東ドイツ全体にもあてはまる。そしてここにおいてこそ、都市の工業労働者は自分のもっとも数多いもっとも自然な同盟者をみいだすのである。工業労働者に資本家が対立しているように、農業労働者には地主もしくは大借地農業者が対立している。一方に有効な方策は他方にも有効でなければならぬ。産業労働者は、ブルジョアの資本(すなわち原料、機械および工具)と、生産にどうしても必要な生活資料とを、社会の所有、すなわち彼ら自身の、彼らによつて共同に利用される所有に転化する場合にのみ、自己を解放しうるのだ。同じように農村労働者は、なによりもまず、彼らの主要労働対象たる土地そのものが大農民やもっと大きな封建貴族の私有からひきはなされて社会的所有に転化され、こうして農村労働者の協同組合によつて共同計算で耕作される時にのみ、彼らの厭うべき貧困から解放されうる。そしてここで、われわれは、社会は土地所有を共同の国民的所有に転化することに関心をもち、というパーゼル国際労働者大会〔国際労働者協会第四回大会、一八六九年〕の有名な決議にゆきあたる。この決議は、主として、大土地所有と、それに関連して大農場経営とが存在し、この大農場に一人の主人と多数の農業労働者が存在している国々のために書かれたものである。しかしこの状態は、だいた

いにおいてドイツでもなお依然として支配的である。それゆえこの決議は、イギリスについてまさにドイツに対してきわめて時宜をえたものである」(前掲書、一五二頁)。詳言するまでもなく、この長文の序文では、一八七〇年の東エルベのユンカートゥムを「一人の主人と多数の農業労働者が存在している」資本主義的経営と規定した上で、その土地所有の社会的所有への転化が問題にされているのである。

(一) 郡はプロイセン行政機構の中軸をなすものであり、一八四八年、七二年、九一年の法律は郡の封建的性質の改革に役立った。ここである郡令とは一八七二年二月一三日の東部六州に対する郡令 *Kreisordnung* を指すものと思われる。この郡令について、エンゲルスは諸々で論じているが、本文との関連で次の一節を掲げよう。

「この郡に関する法令は、かつて発布された法律中、もっともみじめな法律の一つである。その内容は次の二語につくことがきよう。この法律は個々のユンカーから封建的特権のおかげで彼に属している権力を奪い取るものではあるが、その目的とする所は郡の自治の形でこの権力をユンカーなる階級に返すことなのだ。極大土地所有ならびに大土地所有は、東部諸州の各農業地方において依然支配し続けるであろう。これら大土地所有の権力は、この時まで国家のものであった各種の権能が自己の手中にうつったことの結果、かえってますます増大させることであろう。けれども個々のユンカーは封建的領主として彼がしめていた特権的な地位を喪失する。個々のユンカーは、ふつうの現代的地主の水準にまでひきおろされ、そしてまさにそのことによってユンカーたることをやめる」(前掲「プロシヤの「危機」」、二九七頁、傍点、引用者)。これはビスマルクによるブルジョア的諸改革の一をなすもので、プロシヤ官僚機構の中に組みこまれたユンカーの地位を示す。

(二) 前掲、拙稿参照。マックス・ウェーバーの東エルベ農業分析で明かにされたように、ユンカー経営における賃労働者範疇の推移「インストロイテ→デプタント→自由労働者」、賃金形態の推移「現物賃金→貨幣賃金」の一般的傾向は、ユンカー経営の構造変化を示すものであり、これらの諸類型、諸形態が錯綜し併存して現われるために、ユンカートゥムの性定規格については多くの議論を生んだが、「発展傾向」としては正にマルクス、エンゲルスと共にブルジョア的なものの貫徹をみねばならない。

今までわれわれは地主および農業経営者としてのユンカーのみを論じてきた。しかし、「彼らは、彼らの所有地を大部分管理人たちにまかせて耕作させているかぎりでは、彼ら自身農業経営者であるが、同時にひじょうにしばしば、彼らは、シュナップ〔火酒〕醸造場、甜菜糖製造工場の所有者でもある」〔歴史における強力の役割〕、選集、第一六卷、四四七頁。ユンカーは地主であると同時に農業経営者である点で寄生地主と区別されるが、彼らが同時に工業資本家を兼ねているという二重的存在がまたその特徴をなすのである。そして彼らが農業以外の近代工業に投資する度合が強まれば強まるほど、それは地主のブルジョア的諸関係への適応を意味し、彼らの思想と行動をブルジョア的に規律することになる。その意味で火酒醸造のユンカー経営にしめる位置が問題になる。

エンゲルスの興味ある分析によれば、一九世紀後半の「プロシヤにとっては、馬鈴薯製アルコールはイギリスについての鉄や綿製品と全くひとしい」〔ドイツ帝国議会におけるプロシヤ火酒〕、選集、第二二卷、三二三頁。位置にあり、「酒造業はいまや現代プロシヤの真の物質的基礎として登場している。酒造業なくしてはプロシヤのユンカー階級は滅びるより外なかるう」(同上書、三一五頁)というのである。火酒工業は東エルベの農業を支え、東エルベの大土地所有の生存諸条件をなし、そのことによってプロシヤの物質的基礎を形成しているというのである。すでに「世界的競争にたえるものとなった」かかる工業に一方の足をおくユンカーにブルジョアの論理が貫徹することは言うまでもない。安い穀物、安い燃料を基盤とするロシア火酒との競争にさらされているプロシヤ火酒工業について、エンゲルスが「資本主義的生産の法則は、この種生産のあるかぎり、ユンカーたちにとっても厳平として不変なものであること、ユダヤ人にとっても同様である」(同上書、三三二頁)と言っているのは正に資本主義的競争の法則の中におかれたユンカーの位置を指摘したものと言えよう。

(二) エンゲルスによるプロシヤ火酒工業成立史は面白い。一九世紀の始めごろ火酒醸造はハノーヴァーとブラウンシュウィクのや大きな土地所有者と小作人との副業として行われていた。「しかし酒造業の転機となったのは、火酒は穀物からだけでなく、馬鈴薯から有利な製造ができるという発見であった。これにより、この産業は全面的に革命化された。一方、酒造業の重心はいまや決定的に都市から農村にうつり、良質な古酒をつくっていた小ブルジョア生産者は、大土地所有者、風味のわるい馬鈴薯製下等火酒の製造者によって、ますます圧迫、駆逐されていった。しかしまた他方——このことの方が歴史的にははるかに重要なことなのだが——大土地所有者も、穀粒から火酒を醸造していたものは、馬鈴薯から火酒を醸造する大土地所有者によって駆逐されることとなり、酒造業は豊饒な穀産地方からますます不毛な馬鈴薯産地、すなわち西北ドイツから東北ドイツ——旧プロシヤへ、エルベ河の東へと移っていった」(同上書、三〇三頁)。

東エルベのユンカーは火酒工業のための資金をどこから調達したかをエンゲルスは分析して、市場の好況、地価の一般的騰貴、国家の援助等々もあるが、「注目すべき一つの事情」は農民解放のさいの賦役義務の買戻しである。農民から地主に支払われた賠償金は資本化されて酒造業の建設に役立った。すなわち「プロシヤのユンカーの火酒工業は、文字どおり農民の手からとりあげた金で始められたのである」(同上書、三〇五頁)と。

最後に、ビスマルクの新ドイツ帝国の階級構成におけるユンカーの地位を確定しよう。先にあげた『歴史における強力役割』では大地主、農民、ブルジョアジー、小ブルジョアジー、労働者という階級構成が示されている。この中、農民については、自作農は「旧共同マルクあるいは共同牧場をうばわれた分割地農民の不利な生産諸条件によって、ますます没落してゆく。彼が小作農であるかぎり状態はもっと悪い」(同上書、四四八頁)。小ブルジョア層は「ドイツの俗物の基幹部隊」であり「かつては非常に安定していた階級」であったが「大工業が拡大してゆくと共に……すっかり安定性を失ってしまった」(同上書、四五〇頁)。労働者について言うに「農業労働者たちのうち、すくなくとも東部の農業労働者たちは、いまなお半農奴身分の状態であって、一人前とはいえなかった。之に反して、都市の労働者たちのあ

いで、社会民主党が急速の進歩をとげ、そして大工業が国民大衆をプロレタリア化し、またそれと共に、資本家たちと労働者たちのあいだの階級対立をばげしくおし進めた程度におうじて成長していった」（同上書、四五―二頁）。そして、ブルジョアジーは「一八四八年以来、未曾有の経済的飛躍をつづけ」「当時すでに、経済的には住民中でもっとも強力な階級であった」（同上書、四四九頁）。これら諸階級の動向の中でプロシヤのユンカーは、今や「破滅の淵にたっている」「戦争であれ、凶作であれ、あるいは商業恐慌であれ、あらゆる災難が彼らを破滅の淵につき落そうとしている」。そこで、彼らが百年以上このかた、あらゆる種類の国家のたすけによってのみ滅亡から救われてきたこと、そして現在でも、この国家のたすけによって存続しているにすぎないことは、少しも不思議ではない。ただ人為的に維持されているこの階級は、没落する運命にある」（同上書、四四八頁）。

このユンカー評価の意味する所は何であろうか。それは簡単に言うならば、一九世紀後半のドイツにおいて露呈された農業問題の象徴としてのユンカートゥムの危機である。もちろん一九世紀末の農業恐慌はユンカー固有のものではなかった。しかし、それがユンカーに最大の打撃を与えたことはまちがいない。東エルベのユンカーは一九世紀の前半において、戦争による損害や農業不況を経験しつつも、農民解放の過程で、土地や資金の集中を進め、賃労働を再編成し、ブルジョアの転化の体制を整えた。「三月革命」から七〇年代に至る時期はヨーロッパの穀倉としての東エルベ農業の上に築かれたユンカーの「黄金時代」として特徴づけられる。資本主義の独占段階への移行と共に、いわゆるドイツ資本主義の農業問題が登場してくる。それは先ず第一に鉄道、海運の発達によって、アメリカ、オーストラリア、ロシア等の安い穀物が、ヨーロッパ大陸に流入し、ヨーロッパ穀物市場が変化したこと、第二に、西ドイツにおける重化学工業の展開が、ユンカー経営の労働力を大量に西ドイツへ吸引したことによって、とりわけユンカートゥムの危機と

して自覚され、その対策が経済政策、社会政策の日程にのぼったのであった。ユンカー経営がその生産・経営構造をブルジョア化、近代化（経営の集約化、労働力構成の変化、非農業部門投資）すると共に、他方、独占ブルジョアジーとの結合を強化することによって、自己に有利な経済政策の展開をはかったということの中に、換言すれば、かかる対応策を必至としたということの中に、一九世紀末ドイツのユンカーの地位が示されているのである。

したがって、「穀物と鉄」の同盟（一八七九年）や、その再編としてのいわゆる「結集政策」に象徴されるユンカーとブルジョアジーの結合は、ユンカーの経済的、政治的「強力」によって規定された利害共同体ではなくて、逆に、「破滅の淵にたった」ユンカーの帝国主義体制への適応として理解されるべきである。この点において、一九世紀末の東エルベ・ユンカーにドイツ資本主義にたいする規定的役割をみることはできない。先のエンゲルスのユンカー評価は、このような文脈の中に位置づけられて理解されるべきである。

（一九六六年一月一五日）

〔附記〕

本論文の校正中に、下山三郎氏の労作『明治維新研究史論』（御茶の水書房）が刊行された。その第二章「いわゆる上からのブルジョア革命をめぐる」は本論文のテーマに関連して教えられる所多く、また言及すべき点多かったが、ここでは残念ながら割愛せざるをえなかったことを申し添えておきたい。